

文科生第650号
平成26年2月26日

各都道府県専修学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
専修学校を置く国立大学法人担当課長 殿
厚生労働省医政局国立病院課長
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課長

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

早川 俊章

(印影印刷)

公共職業能力開発施設と専修学校等との調整等について

平素より、専修学校教育施策の推進について、御理解・御協力を頂き、誠にありがとうございます。

標記の件について、厚生労働省より別添1のとおり、平成26年2月10日付け厚生労働省職業能力開発局能力開発課長通知「公共職業能力開発施設と専修学校等との調整等について」が都道府県職業能力開発主管部（局）長に対して発出されました。

文部科学省においては、別添2のとおり、平成10年3月31日10生第8の2号文部省生涯学習局生涯学習振興課長通知「今後の職業能力開発施設の在り方等に関する文部省・労働省の合意について（通知）」（以下「平成10年通知」という。）により、①今後の公共職業能力開発施設の在り方について、②都道府県立の公共職業能力開発施設の設置・改廃について、③職業能力開発施設の名称等について、④公共職業能力開発施設の授業料等について、通知しているところですが、引き続き、平成10年通知の趣旨等を改めて御理解いただき、今後の対応について遺漏のないよう御配慮をお願いします。

また、このことについては、各都道府県及び各都道府県教育委員会にあっては所管又は所轄の専修学校に対して、国立大学にあってはその管下の専修学校に対して、厚生労働省にあっては所管の専修学校に対して、周知するようお願いします。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
春田、一岡

T E L : 03-5253-4111 (内線2915)
F A X : 03-6734-3715

能 能 発 0210 第 1 号
平成 26 年 2 月 10 日

都道府県職業能力開発主管部（局）長 殿

厚生労働省職業能力開発局
能力開発課長

公共職業能力開発施設と専修学校等との調整等について

職業能力開発施策の推進については、日頃から特段のご配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

標記の件につきましては、平成 10 年 3 月 31 日付け管発第 11 号・開発第 17 号「公共職業能力開発施設と専修学校等との調整等について」（以下、「平成 10 年課長内かん」という。）により、地域の実情に応じ御留意いただくようお願いしているところですが、公共職業能力開発施設における職業訓練の実施にあたっては、引き続き、官民の役割分担に配慮して民間教育訓練機関との競合を避けることが重要であり、官と民とが相俟って人材の育成を図っていくことが必要であります。

貴都道府県におかれましては、平成 10 年課長内かんの趣旨等改めて御留意いただき、記載事項である、①都道府県立の公共職業能力開発施設の設置・改廃、②公共職業能力開発施設に関する広報活動、③職業能力開発施設の名称等、④公共職業能力開発施設の授業料等について、再度ご確認及び地域の実情を踏まえた十分なご配慮をいただきますようお願いいたします。

管 発 第 1 1 号
開 発 第 1 7 号
平成10年3月31日

都道府県職業能力開発主管部（局）長殿

労働省職業能力開発局管理課長
能力開発課長

公共職業能力開発施設と専修学校等との調整等について

日頃より職業能力開発行政の推進に御尽力いただいているところであるが、近年の産業構造の変化、技術革新の進展、少子高齢化の進展等の中で、経済社会の発展を支えるものづくりを担う技能労働者を育成するための職業能力開発がますます求められている。

特に昨今の厳しい雇用失業情勢の中にあつて、職業能力開発行政においては、今後、離転職者、在諾者等を対象とした職業能力開発にこれまで以上に積極的に取り組んでいくことがますます重要である。

この中で、各都道府県におかれては、各地域の職業能力開発ニーズに対応し、産業が必要とする人材を育成するため、公共職業能力開発施設において、地域の実情に即した職業訓練業務を自主的に推進していただいているところである。

一方で、公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に当たっては、官民の役割分担に配慮して民間の教育訓練施設との競争を避けることが重要であり、今後とも、公共職業能力開発施設における職業訓練と学校教育とが、重複・連携等に十分配慮して行われ、両々あいまって我が国経済発展の基盤をなす人材の育成を図っていくことが必要である。

この件に関しては、労働省と文部省の間において意見交換を行ってきたところであるが、両省の合意した内容については、別紙のとおりであるので、よろしく願います。

貴都道府県における職業能力開発行政の推進に当たり、下記に掲げる事項について、地域の実情に応じ御留意いただくよう、よろしく願います。

記

1 都道府県立の公共職業能力開発施設の設置・改廃について

都道府県立の職業能力開発短期大学校等の公共職業能力開発施設を整備する場合には、私立学校担当部局との連絡調整を密にするとともに、地元で専修学校等関係者も含めた協議の場等を設け、地域の状況を踏まえつつ、調整を図るようお願いしたいこと。特に、労働大臣の認可を受けて職業能力開発短期大学校等を設置しようとする場合には、入学定員や名称、設置場所、訓練分野等の必要な事項について調整を図るようお願いしたい

こと。

2 公共職業能力開発施設に関する広報活動について

公共職業能力開発施設のパフレット等において新規学校卒業者のみを対象としているかのような誤解を招く表現をすることや、新規学校卒業者のみを対象としているかのような誤解を招く方法での勧誘等を行わないようにされたいこと。

3 職業能力開発施設の名称等について

公共職業能力開発施設及び認定職業訓練を行う事業主等の設置する職業訓練施設は、職業能力開発促進法に基づく施設であり、学校教育法に基づく施設であるかのように混同させる表現を用いた名称をこれらの施設が用いることは適当ではないと考えられることから、都道府県立の公共職業能力開発施設の運営並びに認定職業訓練に対する指導に当たり以下の点に留意するようお願いしたいこと。

(1) 今後設置する施設については、

- ① 名称として職業能力開発促進法上の施設であることが明らかとなるような名称を用いるようにすること。
- ② 学校教育法の解釈に基づきまぎらわしいとされる名称は用いないこと。

(2) パフレット等においては、学校教育との混同がなされないよう十分配慮した記述にすること（例えば、職業能力開発促進法上の施設であることを併記することその他により誤解を招く記述は避けること。）。

募集用及び広報用パンフレット、インターネットのホームページ等では、上記の趣旨が反映されるよう十分配慮されたいこと。

(3) 現在協議中の職業能力開発短期大学校及び既存の施設の取扱いについては引き続き検討するものであること。

4 公共職業能力開発施設の授業料等について

都道府県立の公共職業能力開発施設の授業料等については、受益者負担の観点から、都道府県の実情に応じ、その徴収のあり方について検討するようお願いしたいこと。

5 その他

具体の案件等で不明な点があれば、労働省職業能力開発局管理課又は能力開発課に照会いただきたいこと。

(担当) 管理課計画指導係 (内線 5 9 1 4)
能力開発課企画係 (内線 5 9 3 4)

・ [1. 今後の公共職業能力開発施設の在り方について]

公共職業能力開発施設における職業訓練は、学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連の下に行うものであり、その観点から、今後の公共職業能力開発施設の改組・整備については、専修学校等における学校教育との重複・連携等に十分配慮して行うものであること。

このため、下記の事項に十分配慮すること。

- (1) 雇用促進事業団（以下「事業団」という。）が設置する職業能力開発短期大学校、新・職業能力開発大学校及び新しく設けられる職業能力開発総合大学校（指導員訓練を除く。）（以下「職業能力開発短期大学校等」という。）においては、今回の大学校化に当たり入学定員の総数を2割程度減少させる方向で見直すものとし、今後、新規学校卒業者の増を必然的に伴うような入学定員の総数の増加は原則として行わないこととする。
- (2) 公共職業能力開発施設においては、今後、在職者や離転職者、障害者等の新規学校卒業業者以外の者（以下「在職者等」という。）の受入れ及びこれらを対象とした職業能力開発にこれまで以上に積極的に努めることとする。このため、事業団が設置する職業能力開発短期大学校等では在職者等の社会人を対象とする職業訓練に今後なお一層積極的に取り組むこととし、短期大学校が行う入校者選抜に当たっても、在職者等の社会人を優先的に受け入れるための新規学校卒業業者とは別の入学者選抜を行うなど、在職者等が入りやすい環境を積極的に整備すること。
また、都道府県段階における協議においても上記の考え方及び環境の整備が重要であるということについて、都道府県に対して周知すること。
- (3) 学校教育との重複を避けるという観点から、事業団立の公共職業能力開発施設について、専修学校等において内容的・地域的に見て既に十分にニーズが満たされていると評価しうる分野については、今後、廃止も含めた縮小の方向で検討すること。
- (4) 公共職業能力開発施設のパンフレット等において新規学校卒業者のみを対象としているかのような誤解を招く表現をすることや、新規学校卒業者のみを対象としているかのような誤解を招く方法での勧誘等を行わないこと。

〔2 都道府県立の公共職業能力開発施設の設置・改廃について〕

公共職業能力開発施設における職業訓練は、学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な連携の下に行うものであり、その観点から、都道府県立の職業能力開発短期大学校等の公共職業能力開発施設を整備する場合には、私立学校担当部局との連絡調整を密にするとともに、地元で専修学校等関係者も含めた協働の場等を設け、地域の状況を踏まえつつ、調整を図ること。特に、労働大臣の認可を受けて職業能力開発短期大学校や新・職業能力開発大学校を設置しようとする場合には、入学定員や名称、設置場所、訓練分野等の必要な事項について調整を図ること。

〔3 職業能力開発施設の名称等について〕

公共職業能力開発施設及び認定職業訓練を行う事業主等の設置する職業訓練施設は、職業能力開発促進法に基づく施設であり、学校教育法に基づく施設であるかのように混同させる表現を用いた名称をこれらの施設が用いることは適当ではないと考えられることから、以下の点を指導すること。

(1) 今後設置する施設については、

- ① 名称として職業能力開発促進法上の施設であることが明らかとなるような名称を用いるようにすること。
- ② 学校教育法の解釈に基づきまぎらわしいとされる名称は用いないこと。

(2) パンフレット等においては、学校教育との混同がなされないよう十分配慮した記述にすること（例えば、職業能力開発促進法上の施設であることを併記することその他誤解を招く記述は避けること。）。

特に、募集用及び広報用パンフレット、インターネットのホームページ等では、上記の趣旨が反映されるよう十分配慮すべきこと。

(3) 上記に掲げるほか、具体の案件で不適切であると考えられるものが生じた場合、両省協力して指導すること。

(4) 現在協働中の職業能力開発短期大学校及び既存の施設の取扱いについては引き続き検討すること。

〔4 公共職業能力開発施設の授業料等について〕

雇用促進事業団立の職業能力開発総合大学校、新・職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校の授業料等については、国立大学、国立短期大学の授業料等との均衡を図る方向の具体化に向けて検討すること。

また、都道府県立の公共職業能力開発施設の授業料等については、受益者負担の観点から、都道府県の実情に応じ、その徴収のあり方について検討すること。

10 生 生 第 8 の 2 号
平成 10 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課 長 殿
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 長

文 部 省 生 涯 学 習 局 生 涯 学 習 振 興 課 長
寺 脇 研

今 後 の 職 業 能 力 開 発 施 設 の 在 り 方 等 に 関 す る
文 部 省 ・ 労 働 省 の 合 意 に つ い て (通 知)

今 後 の 職 業 能 力 開 発 施 設 の 在 り 方 に つ い て は 、 こ れ ま で 文 部 省 ・ 労 働 省 の 両 省 で 協 議 を 進 め て き た と こ ろ で す が 、 こ の 度 、 両 省 間 で 下 記 の 事 項 に つ い て 合 意 に 至 り ま し た の で 、 お 知 ら せ し ま す 。

今 回 の 合 意 に お い て は 、 今 後 の 職 業 能 力 開 発 施 設 の 在 り 方 と し て 、 学 校 教 育 と の 重 複 を 避 け 、 か つ 、 こ れ と の 密 接 な 連 携 の 下 に 行 う も の と の 視 点 に 立 っ て 、 公 共 職 業 能 力 開 発 施 設 に お い て は 今 後 在 職 者 等 の 積 極 的 な 受 入 れ に 努 め る べ き も の で あ る こ と 、 新 規 学 校 卒 業 者 の み を 対 象 と し て い る か の よ う な 誤 解 を 招 く 広 報 ・ 勧 誘 等 を 行 わ な い こ と 、 パ ン フ レ ッ ト 等 に お い て は 、 学 校 教 育 と の 混 同 が な さ れ な い よ う 記 述 に 十 分 に 配 慮 す る こ と 等 が 盛 り 込 ま れ て お り ま す が 、 特 に 都 道 府 県 立 の 公 共 職 業 能 力 開 発 施 設 の 整 備 に 当 た っ て は 、 私 立 学 校 担 当 部 局 と の 連 絡 調 整 を 密 に す る と と も に 、 地 元 で 専 修 学 校 等 関 係 者 も 含 め た 協 議 の 場 等 を 設 け 、 地 域 の 状 況 を 踏 ま え つ つ 、 調 盤 を 図 り 、 特 に 、 労 働 大 臣 の 認 可 を 受 け て 職 業 能 力 開 発 短 期 大 学 校 や 新 ・ 職 業 能 力 開 発 大 学 校 を 設 置 し よ う と す る 場 合 に は 、 入 学 定 員 や 名 称 、 設 置 場 所 、 訓 練 分 野 等 の 必 要 な 事 項 に つ い て 調 整 を 図 る こ と が 必 要 で あ る 旨 記 述 さ れ て お り ま す の で 、 今 後 の 対 応 に つ い て 遺 漏 な き よ う よ ろ し く ご 配 慮 く だ さ い 。

な お 、 貴 管 下 の 専 修 学 校 等 に 対 し て も こ の 旨 周 知 す る よ う お 願 い し ま す 。

記

【1. 今 後 の 公 共 職 業 能 力 開 発 施 設 の 在 り 方 に つ い て】

公 共 職 業 能 力 開 発 施 設 に お け る 職 業 訓 練 は 、 学 校 教 育 と の 重 複 を 避 け 、 か つ 、 こ れ と の 密 接 な 関 連 の 下 に 行 う も の で あ り 、 そ の 観 点 か ら 、 今 後 の 公 共 職 業 能 力 開 発 施 設 の 改 組 ・ 整 備 に つ い て は 、 専 修 学 校 等 に お け る 学 校 教 育 と の 重 複 ・ 連 携 等 に 十 分 配 慮 し て 行 う も の

であること。

このため、下記の事項に十分配慮すること。

- (1) 雇用促進事業団（以下「事業団」という。）が設置する職業能力開発短期大学校、新・職業能力開発大学校及び新しく設けられる職業能力開発総合大学校（指導員訓練を除く。）（以下「職業能力開発短期大学校等」という。）においては、今回の大学校化に当たり入学定員の総数を2割程度減少させる方向で見証すものとし、今後、新規学校卒業者の増を必然的に伴うような入学定員の総数の増加は原則として行わないこととすること。
- (2) 公共職業能力開発施設においては、今後、在職者や離転職者、障害者等の新規学校卒業者以外の者（以下「在職者等」という。）の受入れ及びこれらを対象とした職業能力開発にこれまで以上に積極的に努めることとする。このため、事業団が設置する職業能力開発短期大学校等では在職者等の社会人を対象とする職業訓練に今後なお一層積極的に取り組むこととし、短期大学校が行う入校者選抜に当たっても、在職者等の社会人を優先的に受け入れるための新規学校卒業者とは別の入校者選抜を行うなど、在職者等が入りやすい環境を積極的に整備すること。

また、都道府県段階における協議においても上記の考え方及び環境の整備が重要であるということについて、都道府県に対して周知すること。

- (3) 学校教育との重複を避けるという観点から、事業団立の公共職業能力開発施設について、専修学校等において内容的・地域的に見て既に十分にニーズが満たされていると評価しうる分野については、今後、廃止も含めた縮小の方向で検討すること。
- (4) 公共職業能力開発施設のパンフレット等において新規学校卒業者のみを対象としているかのような誤解を招く表現をすることや、新規学校卒業者のみを対象としているかのような誤解を招く方法での勧誘等を行わないこと。

【2都道府県立の公共職業能力開発施設の設置・改廃について】

公共職業能力開発施設における職業訓練は、学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な連携の下に行うものであり、その観点から、都道府県立の職業能力開発短期大学校等の公共職業能力開発施設を整備する場合には、私立学校担当部局との連絡調整を密にするとともに、地元で専修学校等関係者も含めた協議の場等を設け、地域の状況を踏まえつつ、調整を図ること。特に、労働大臣の認可を受けて職業能力開発短期大学校や新・職業能力開発大学校を設置しようとする場合には、入学定員や名称、設置場所、訓練分野等の必要な事項について調整を図ること。

【3 職業能力開発施設の名称等について】

公共職業能力開発施設及び認定職業訓練を行う事業主等の設置する職業訓練施設は、職業能力開発促進法に基づく施設であり、学校教育法に基づく施設であるかのように混同さ

せる表現を用いた名称をこれらの施設が用いることは適当ではないと考えられることから、以下の点を指導すること。

(1) 今後設置する施設については、

- ① 名称として職業能力開発促進法上の施設であることが明らかとなるような名称を用いるようにすること。
- ② 学校教育法の解釈に基づきまぎらわしいとされる名称は用いないこと。

(2) パンフレット等においては、学校教育との混同がなされないよう十分配慮した記述にすること（例えば、職業能力開発促進法上の施設であることを併記することその他誤解を招く記述は避けること。）。

特に、募集用及び広報用パンフレット、インターネットのホームページ等では、上記の趣旨が反映されるよう十分配慮すべきこと。

(3) 上記に掲げるほか、具体の案件で不適切であると考えられるものが生じた場合、両省協力して指導すること。

(4) 現在協議中の職業能力開発短期大学校及び既存の施設の取扱いについては引き続き検討すること。

【4. 公共職業能力開発施設の授業料等について】

雇用促進事業団立の職業能力開発総合大学校、新・職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校の授業料等については、国立大学、国立短期大学の授業料等との均衡を図る方向の具体化に向けて検討すること。

また、都道府県立の公共職業能力開発施設の授業料等については、受益者負担の観点から、都道府県の実情に応じ、その徴収のあり方について検討すること。